

天海訴訟を支援する会

ニュース 2023/3/1 No. 43

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222
幕張グリーンハイツ 109 障千連内
TEL・FAX 043-308-6621
<http://amagai65.iinaa.net/> amagaisoshou@gmail.com

会費・カンパ等 振込先
〒振替 00260-0-87731
「天海訴訟を支援する会」
通信欄に「会費」「カンパ」等一言を

3月24日に判決 逆転勝訴で 障害者の生活と権利 尊厳を守ろう！

昨12月9日に天海訴訟の高等裁判所での審理は結審しました。いよいよ3月24日に判決が出ます。千葉地裁の不当判決をくつがえし、逆転勝訴を勝ち取ることを原告も支援する会も確信しています。

判決の裁判とその後の判決報告集会に多数の傍聴、ご参加をお願いいたします。すでに岡山浅田訴訟支援する会の代表、京都、名古屋からも傍聴に来ていただける旨の連絡をもらっています。また、これまで同様、報告集会はオンラインでも行いますので、ご利用ください。

車いす席増設を！

2月22日に天海原告と支援する会の瀬瀬、市橋各氏が東京高裁を訪問し、判決概要の作成を依頼しました。また車いす用傍聴席が現在6席と少ないので、その増設を申し入れましたが防災上の理由で断られました。車いす利用者も一有権者として傍聴できるように裁判所としての合理的配慮が必要ではないでしょうか。

はがき2,300枚届く

署名の追加250件分を提出しました。要請はがきは、2352枚届いているとの

ことでした。配布したはがき枚数の約半分程度です。目標に届いていません。まだはがきが残っている場合は至急投函してください。よろしくお願いいたします。

上告するなFAXを

勝訴の場合は、被告千葉市長あてに「上告するな」のFAX送信行動を実施します。数が多いほど力になりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

総括集会(仮)ご参加を

いずれの判決であっても、判決の分析と問題点、今後の運動の課題を明らかにする必要があります。支援する会では「天海訴訟判決総括集会」(仮称)を開催する予定です。意見交流もしたいと思います。(4ページ)

判決 3/24(金)

東京高等裁判所

午後 1時 裁判所前で集会

2時30分 開廷 101号法廷(1階)

4時00分 報告集会:

会場 衆議院第2議員会館

(※ いつもと違う場所です)

詳細は8ページ

天海訴訟 上告についての検討のポイント

天海訴訟弁護団 弁護士 坂本 千花

令和5年3月24日の天海訴訟の控訴審判決で、万が一、控訴棄却（天海さん敗訴）の判決が出た場合、最高裁判所に上告するかどうかを検討することになります。上告するかどうかを検討する上でのポイントを解説します。

まず、最高裁への上告は、高等裁判所の判決に不服がある場合に常にできるというものではなく、上告ができる理由が民事訴訟法で限定されています。

最高裁は、事実関係の判断の誤りについては再審理することはせず、あくまでも法律問題（特に憲法問題）だけを審理する役割を担う裁判所だからです。

俗に、地方裁判所・高等裁判所の審理を「事実審」といい、最高裁判所での審理を「法律審」といいます。

最高裁への上告は、「判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること」を理由とする場合にできるものです。

また、仮に「憲法違反」を理由とできない場合であっても、「原判決に最高裁判所の判例と相反する判断がある」又は「法令の解釈に関する重要な事項を含む」場合に、最高裁は、事件を上告審として受理する場合があります。

いずれにしても、地裁・高裁の「事実認定」の判断に誤りがあったことを理由としては、上告はできないこととなります。

天海訴訟に照らして考えた場合、控訴が棄却された理由によって、上告するかどうかを分けて検討する必要があります。

控訴が棄却される理由としては、次の2つが想定されます。

①千葉市に障害者総合支援法の自立支援給付を継続して支給決定する裁量権があることを前提に、千葉市には裁量権の逸脱・濫用はなかったという理由で控訴棄却された場合

②障害者総合支援法7条によれば、そもそも千葉市には、障害者総合支援法の自立支援給付を継続して支給決定する裁量権がないのだから、千葉市の打ち切り判断は適法であるという理由で、控訴棄却された場合

①の理由で控訴棄却された場合、天海さんとしては、地裁・高裁の「事実認定」の判断に誤りがあったこと主張したいところではありますが、事実誤認を理由としては上告できないこととなります。

②の理由で控訴棄却された場合、障害者総合支援法7条の解釈が誤っているとして、「高裁の判断は、法令の解釈に関する重要な事項について誤りがある」という理由で上告受理の申立てが可能になります。

令和5年3月24日の判決で残念な結果が出た場合、控訴棄却の理由に照らして、上告の可否を検討することになります。



天海訴訟の裁判を 傍聴して思うこと

井口 佐代子

12月9日、東京高裁に行ってきました。

この裁判は見届けなければならぬと思って、初めて参加しました。なぜかという、私は元ケアマネなので「原則、介護保険優先」を覆すことは無理なのではないかと思いついていました。

この裁判に勝訴したら、65歳で介護保険に移行して、介護量が減ってしまった人が救われるのはよいことなのですが、現場は混乱するだろうし、介護保険のケアマネは障害者総合支援法をきちんと理解している人は少ないから、当事者に質問されても応えられないだろうし、行政はもっとわかっていないから、裁判官も理解していないだろうと期待していなかったからです。

しかし、だからといって、黙っては何も始まらない、と気づきました。

高齢者は、病院にだけ行けばいいのですか？ デイサービスとかショートステイしか、行くところがなくていいのですか？ それでは生活しているとは言えません。生かされているだけです。

介護保険では人間らしい暮らしはできないのです。高齢者のサービスを障害者総合支援法に近づけなければならぬと、元ケアマネの私は思います。

そのためには、福祉制度について、自分から勉強して、行政に立ち向かわなければ、と遅ればせながら感じています。

天海さん、考えるチャンスを与えて下さってありがとうございます。私も勉強して、伝えられることは伝えようと思います。(千葉県肢体障害者協議会(葉肢協)会員)

会費・カンパのお願い

ニュース前号に振替用紙を同封し、ご協力をお願いをしたところ、多くの方から会費、寄付金をお寄せ頂きました。ありがとうございます。裁判費用、支援活動費用として大切に活用させていただきます。

東京高裁での審理は結審し、3/24に判決が言い渡されます。結果は予断を許しませんが、どちらになっても最高裁での戦いが続く可能性があります。引き続きご協力をお願いいたします。

振込先：〒振替 00260-0-87731

「天海訴訟を支援する会」

通信欄に「会費」「カンパ」等を、またメッセージなども一言あるとうれしいです。

振込用紙に記載されたメッセージを一部ご紹介します。

- ◎東京高裁でのご健闘をお祈りします。(千葉:加)
- ◎高裁判決の逆転勝訴に向けて、浅田原告と共にガンバって岡山で声を出します。(岡山:吉)
- ◎勝利を信じて最後まで頑張りましょう！(神奈川:上)
- ◎天海さん、体をいたわりながらがんばってください！(千葉:中)
- ◎勝訴を祈っています(船橋:吉)
- ◎私たち弱者の生存権を勝ち取るため、ともに頑張りましょう(野田:大)
- ◎大変な闘いだと思います。勝利するまで応援しますので負けないでください。カンパ送ります。頑張ってください(千葉:日)
- ◎集会には参加できませんが、応援しています。お体お大事に、頑張ってください。(市川:八)



該当する方は **介護保険利用料軽減制度**を利用しましょう 「新高額障害者サービス等給付費」案内

住民税非課税世帯の障害者の人は障害者総合支援法の適用により、自宅内でのヘルパー介護や外出時の介助などの福祉サービスを活用しても利用料の負担はありません。ところが65歳になり介護保険法の適用になると介護保険利用料の負担が生じます。介護保険にも利用料の減額制度はありますが、住民税非課税世帯であっても毎月1万5千円が必要になります。

この経済的負担増は、障害年金を収入源としている障害者にとってはとても大きな痛手であり、いきおい外出費用を減らすなど、社会参加の機会を狭める一因になってしまいます。

天海さんがこの裁判で訴えたかったことの主要な項目の一つです。

この経済負担増加をなくしてほしいという声は多くの障害者の願いとなっています。障害者団体も声を上げています。また岡山の浅田達雄さんは裁判に訴え勝訴しました。この天海訴訟が2015年に提起されたこともあいまって、厚労省はついに重い腰を上げざるを得なくなり、2018年4月から「新高額障害者サービス等給付費」制度を発足させました。

これは、介護保険に移行後の利用料を償還払いという方法で軽減する制度です。しかしこの制度を利用するには厳しい条件（後記）が課されており今後制度の改善が必要ですが、厚労省が障害者の経済負担増加の厳しさに気づき、軽減策を講じたことは大きな一歩であり、天海訴訟提起がその追い風になったことは疑うべくもないことです。

もっとも、私たちの主張のとおり65歳になっても引き続き障害者福祉がそのまま適用されるのであれば、このような制度は不要なのですが。

障害者が一度負担した介護保険利用料を後日障害者福祉の予算で補うというなんとも不思議な制度ですが、負担の軽減になるのであれば一歩前進と言えるのではないのでしょうか。

ところが、2022年4月18日の厚労省障害保健福祉関係主管課長会議資料によるとこの新しい制度を幅広く住民に周知している自治体はわずか10.6%であり、案内状送付など、対象障害者に個別に対応しているところは32.6%にとどまっているとのこと。これではせっかくの制度を知らずに、手続きにたどり着けない方もいるのではないかと危惧されます。厚労省は自治体任せにせず、自らも情報提供の先頭たつべきです。

（三橋 恒夫）

新制度対象者の条件（すべてを満たすこと）

1. 65歳に達する日前5年間引き続き介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたこと。
2. 65歳に達する日の前日において、かつ申請時に本人及び同一世帯に属する配偶者が「市町村民税非課税」であること。
3. 65歳に達する日の前日において障害支援区分2以上であったこと。
4. 65歳まで介護保険サービスを利用してこなかったこと

（上記資料による。但し例外その他細かい規定もあるので居住市町村にご確認ください）

天海訴訟判決総括集会（仮称）

2023年4月20日（木）
13:00～16:00

衆議院第2議員会館 多目的ホール

判決の分析と問題点、今後の運動の課題を明らかにする

挨拶 原告：天海正克氏

判決内容分析報告 弁護団から

意見交流、他

オンライン配信も準備します

（以上は予定。後日詳細お知らせします）

天海訴訟を改めて学び、考える

日本障害者センター 山崎 光弘

千葉地裁判決のポイントと課題
(2021年6月27日の学習会資料から)

1-3. 障害者自立支援法違憲訴訟 ・「基本合意」って何？

- 2005年 障害者自立支援法成立 (2006年～施行)
 - 一割負担の導入 (住民票上の世帯が利用料の基準)
- 2008年～ 障害者自立支援法違憲訴訟
- 2010年 厚生労働省(国)と障害者自立支援法違憲訴訟原告・弁護団が「基本合意」を締結

基本合意書
2010年1月7日

一 障害者自立支援法廃止の権限と新法の制定
国(厚生労働省)は、速やかに応益負担(定率負担)制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を構築する。そこにおいては、障害者福祉の充実、**憲法第14条に基づき障害者の基本的人権の行使を支援するものであることを基本とする。**

二 障害者自立支援法制定の経緯と反省
2 国(厚生労働省)は、障害者自立支援法を、立法過程において十分な実態調査の実施や、障害者の意見を十分に踏まえることとなく、**拙速に制度を施行するとともに、応益負担(定率負担)の導入等を行ったことにより、障害者、家族、関係者に対する多大な混乱と生活への悪影響を招き、障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことに対し、原告らをはじめとする障害者及びその家族に心から反省の意を表明するとともに、この反省を踏まえ、今後の施策の立案・実施に当たる。**

三 新法制定に当たった点
② 少なくとも市町村民税非課税世帯には利用者負担をさせないこと。
④ 介護保険制度優先原則(障害者自立支援法第7条)を廃止し、障害者の特性を配慮した選択制等の導入をはかること。

出典：厚生労働省「基本合意書」、2010年1月、
https://www.mhlw.go.jp/stf/shokushu/saito/bunyu/hakushi_kaino/shingaisuhakushu/zoom/index.html、2021年6月11日アクセス。

2-1. 居宅介護(障害)と訪問介護(介護)の法文を比べてみよう

	障害者総合支援法	介護保険法
五條2	「居宅介護」とは、障害者等につき、居宅において入浴、 装束又は食事の介護その他の 厚生労働省令で定める便宜を供与すること	「訪問介護」とは、要介護者があって、居宅において介護を受けるものについて、 その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、装束、食事の介護その他の日常生活上の世話
ホームヘルプ	「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者その他の障害者であつて常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅又はこれに相当する場所として厚生労働省令で定める場所における 入浴、装束又は食事の介護その他の 厚生労働省令で定める便宜及び外出時における 移動中の立寄を総合的に供与すること	
五條3		八條2

出典：障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、
https://eaws.egov.go.jp/document?lhwid=17AC0000000123_20200401_430AC00000000044_2021年6月11日アクセス、
E-gov/介護保険法]、
https://eaws.egov.go.jp/document?lhwid=409AC0000000123_2021年6月11日アクセス。

1-4. 千葉市がサービスを打ち切った根拠は？

障害者総合支援法7条：介護保険が優先

障害者総合支援法7条

(他方との給付調整)
自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法の規定による介護給付、健康保険法の規定による療養の給付その他の法令に基づき給付又は事業であつて政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受け、又は利用することができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付又は事業以外の給付であつて国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

出典：e-gov「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、
https://eaws.egov.go.jp/document?lhwid=17AC0000000123_20200401_430AC00000000044_2021年6月11日アクセス。

- ① 介護保険法の介護給付や健康保険法の療養給付、国や地方自治体による給付など、他の法律で自立支援給付(障害福祉)に相当するサービスがあり、これを受けることができる、または受けている場合
- ② 他の法律で給付されるサービス分の自立支援給付は支給しない。

2-2. それぞれの法律の目的を比べてみよう

障害者総合支援法

第1条(目的) 「障害者及び障害児が基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう…」

介護保険法

第1条(目的) 「介護状態…の者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう…」

障害者の人権を保障するためのサービス給付法
・当事者中心
・社会参加は当然

「介護の社会化」(介護の家族依存)を正すためのサービス給付法
・家族中心
・当事者の社会参加は当然外

出典：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、
https://eaws.egov.go.jp/document?lhwid=17AC0000000123_20200401_430AC00000000044_2021年6月11日アクセス、
E-gov/介護保険法]、
https://eaws.egov.go.jp/document?lhwid=409AC0000000123_2021年6月11日アクセス。

2-3. 制度創設時の対象と利用料を比べてみよう

障害者総合支援法の主たる対象

- ・身体障害者・精神障害者・知的障害者
- ・難病患者（年齢制限なし）

介護保険法の主たる対象

- ・65歳以上で認知症や身体障害等を持った高齢者
- ・脳血管疾患などで障害を負った二号被保険者

市町村民税	利用料
課税世帯	1割負担
非課税世帯	無料
生活保護世帯	

合計所得	利用料
230万円以上 (年金収入344万円以上に相当)	3割負担
160万円以上 (年金収入280万円以上に相当)	2割負担
160万円未満 (年金収入280万円未満に相当)	1割負担

<非課税世帯の減免措置（償還方式）>

- ・世帯全員が非課税 + 合計所得80万円以上…上限額/月：26,200円
- ・世帯全員が非課税 + 合計所得80万円以下…上限額/月：15,000円

2018年4月～一部高齢障害者への負担軽減措置

- ①以下の要件を満たす障害者が介護保険に移行し、介護保険のホームヘルプ・デイサービス・ショートステイを利用した場合
- ➡ 利用料負担を償還方式で返金
- <要件> 1. 65歳になるまでに、障害福祉のホームヘルプ・データービス・ショートステイの支給決定を5年以内に行なっていたこと
2. 非課税世帯または生活保護受給者
3. 障害支援区分2以上であったこと
4. 要介護1以上であること
5. 65歳になるまでに介護保険給付を受けていないこと

2-7. 移動の支援を比べてみよう

	通院等介助 通院等乗降介助	移動支援 (日常生活)	移動支援 (社会参加)
障害福祉	居宅介護	地域生活支援事業	地域生活支援事業
介護保険	訪問介護	訪問介護	×

2007年「適用関係通知」

- ①介護保にない障害福祉サービスは横出し支給ができる。

2-6. 生活援助（介）には禁止事項が...

- ① 利用者本人以外のための行為
- ② ホームヘルパーが行わなくても日常生活に支障がないと判断される行為
- ③ 日常的な家事の範囲を超える行為

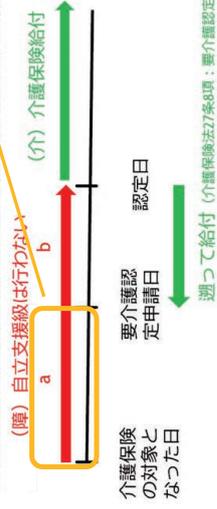
対象外



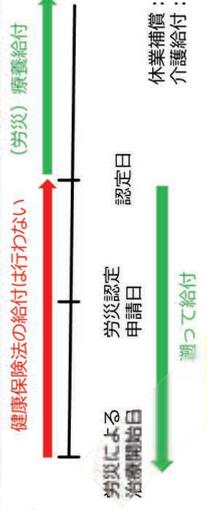
出典：厚生労働省「指定訪問介護事業所の事業運営の取組等について」、2000年11月。

4-1. 「できるとき」でどんな時？

- 障害者総合支援法7条の介護保険法（介護給付）に係る「できるとき」規定



- 健康保険法55条の労働者災害補償保険法（療養給付）に係る「できるとき」規定



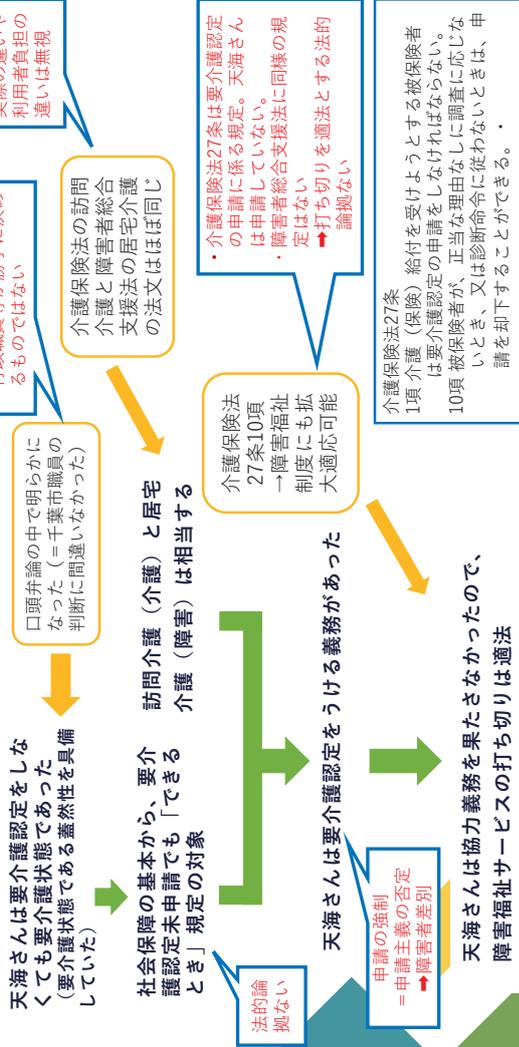
日本の社会保障→公費よりも社会保険を優先
→「できるとき」既定適用

法的論拠はない

aの期間、自立支援給付を支給しないのは遺憾
=厚労省の法解釈・それに基づくと千葉市の主張は誤り

休業補償：労働災害による休業の4日目
介護給付：介護が必要となった日

5-1-1. 天海訴訟の地裁判決



5-3. 浅田訴訟判決との比較

	浅田訴訟	天海訴訟
判断条件	看過できない事実誤認に基づく判断や社会通念上に照らして明らかに合理性を欠く場合	要介護認定申請に協力しない場合
判断理由	相当するとは言えない 訪問介護(介護)と居宅介護(障害)のサービスの違いに違いがある利用者負担も異なる	相当する 訪問介護(介護)と居宅介護(障害)の法文はほぼ同じ 自己負担は理由にならない
判断理由	二重給付にはならない	「できるとき」規定の対象
法7条(「できるとき」規定/二重給付)について	法7条は二重給付の調整規定であり、要介護認定の申請をしていないので、二重給付が生じることはない。	要介護認定に申請していないという理由で、この規定の対象除外とすれば、制度の選択を許すことになる。これは、社会保険優先の日本の社会保険の基本的考えに反する。
適用関係通知について	裁量権逸脱の理由の一つ	言及なし
「基本合意」について	裁量権逸脱の理由の一つ	言及なし
社会保障の基本について	言及なし	大前提

5-2. 国の通知や調査から分かること

2007年「適用関係通知」

…「介護保険サービスが利用可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を申請していない場合は、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明し、申請を行うよう、周知徹底を図りたい」

2015年 事務連絡「障害者総合法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」

…「要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけること」

自治体数	構成割合
障害福祉サービスの支給決定を行い、引き続き申請を行う	63 67.0
障害福祉サービスの支給決定期限を通常より短くして決定し、引き続き申請勧奨を行う	15 16.0
障害福祉サービスの利用申請を却下する	6 6.4
申請勧奨に応じず障害福祉サービスの利用申請を行うまでに至ったケースはない	5 5.3
その他	5 5.3
合計	94 100.0

*2010において、「申請期間にすぎず、要介護認定を申請していないケース」が「ある」と回答した自治体も対象とした。期間以外で「要介護認定」「申請期間」が決定する等の理由により申請しないケースも「自立支援給付と介護保険制度の適用関係等」に2015年。

5-4. まとめ

千葉地裁判決は憲法や法律を無視した不当判決です。

→ 東京高裁での逆転判決に向けて、支援の輪を広げましょう！

生活保護者の国民健康保険・後期高齢者医療制度への加入
こども保険の創設

→ 社会保障制度における公的責任の後退、社会保障制度の徹底

→ 天海訴訟は社会保障制度のあり方を問う問題です！

(3) 要介護認定等の申請勧奨に応じないまま、65歳到達後も継続して障害福祉サービスの利用申請があった場合どのように対応しているか

天海訴訟

障害者の尊厳と人権は守られるか！

3月24日(金) 東京高裁 判決

天海正克さん(千葉市在住)は自宅内でのヘルパー介護や外出時の介助など障害者福祉制度を活用して、毎日元気に生活し、また社会へ参加していました。ところが65歳になり千葉市は介護保険の申請をするように迫りました。天海さんは「私は子供のころからの障害者。65歳になったからといって何も変わっていない。社会参加を前提とした障害者福祉を引き続き使いたい。無料だった利用料が介護保険になると毎月最低でも1万5千円かかり年金生活が苦しくなる」と拒否したところ、市はすべての支援を打ち切りました。天海さんは市のやり方は憲法や障害者権利条約、障害者基本法などに違反するとして千葉市を訴えました。

第一審千葉地裁は「社会保険である介護保険を申請するのが国民の義務」として天海さんの訴えを退けました。天海さんは「自助・共助・公助」は憲法、法律に定められた原理ではなく、不当判決だとして東京高裁に控訴しています。3/24 判決が出ます。傍聴に来てください。皆様のご支援をお願いいたします。

午後1時 裁判所前で集会

裁判前で訴えを行います。

2時30分開廷 判決 101号法廷(1階)

傍聴席は80席(コロナ制限ない場合)ですが、超えた場合は抽選になります。

コロナ感染には十分ご注意ください。

4時00分 判決報告集会：衆議院第2議員会館 第1会議室

コロナ感染拡大のため、報告集会はオンライン配信を基本とします。

報告集会の様子を中継します。手話通訳付き。

参加申し込みアドレス <https://forms.gle/CjrBWXk1cK51wpXp9>

傍聴された方は、一駅ですが地下鉄で移動します。会館入り口で支援する会担当者から入館証を受け取ってください。

弁護団から判決内容の報告、天海原告のあいさつ、支援者発言 などがあります。

参加申込
QRコード



天海訴訟を支援する会

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222
幕張グリーンハイツ 109 障千連内
TEL-FAX: 043-308-6621 <http://amagai65.iinaa.net/>
amagaisoshou@gmail.com
東京事務所：〒160-0072 東京都新宿区大久保
1-1-2 富士ビル 4F
TEL: 03-3207-5621 FAX: 03-3207-5628

衆議院第2議員会館

地下鉄丸ノ内線「国会議事堂前」下車
1番出口または
2番出口(エレベータ有)から徒歩5分
または地下通路で議員会館へ